

航行不能航空機撤去作業に関する同意書

(個人機用)

運航中の航空機が何らかの事情により空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所への速やかな移動および撤去(以下「撤去等」という。)する責任は、運航者または当該機の所有者(以下「運航者等」という。)がこれを行う責務を有していることを確認するとともに、当該責務の一部もしくは全部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

1. 原則として、航行不能航空機の撤去等は運航者等の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
2. 撤去等については、あらかじめ広島国際空港株式会社(以下「HIAP」という。)と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。
3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに HIAP に通知すること。
4. 上記のほか、航空機撤去に必要な事項について、広島国際空港株式会社代表取締役社長(以下「HIAP 社長」という。)または HIAP 社長が指名する撤去作業調整者の指示に従うこと。
5. 撤去等に関連して生じた費用(※1)について負担するものとし、HIAP の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
6. 航空機が滑走路等において航行不能の状態に陥ったことにより空港の運用に支障を及ぼしている場合において、当該航空機の運航者等が当該機の撤去等を自ら行う能力を有していないことが明らかな場合または撤去の見通しを立てるまでに相当の時間を要している場合などの状況を総合的に考慮し、空港の運用に甚大な影響を及ぼすと HIAP 社長が判断した場合には、HIAP 社長が当該航空機を空港運用の妨げとならない場所まで移動または撤去することがある。
7. 運航者等は、航行不能に陥った航空機の撤去等を行う場合において、作業に不足する資機材及び人員について、HIAP 社長に支援を要請することができる。
8. HIAP 社長が上記の撤去作業等を行う場合もしくは要請に基づく支援を行う場合、これに必要な資機材について第三者から借用し、人員の確保を第三者に依頼し、撤去等もしくは支援に関連する作業を適切な能力を有する者に委任することがある。なお、HIAP 社長が借用し、人員を手配し、作業の委任を行うことにより生じた費用(作業により資機材に破損もしくは故障が生じた場合の損料及び作業員が負傷した場合の治療費等を含む)は運航者が支払うものとする。

9. 運航者等は上記により HIAP 社長が行った撤去等作業もしくは支援に際して生じた費用及び当該航空機の保管（仮置き）により土地や施設に使用料が生じた場合にはその費用並びに空港機能に損害を生じた場合の現状復帰に係る費用について、HIAP 社長に対してこれを支払うものとする。
10. 運航者等は、他の運航者又は所有者(※2)と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとし、本同意書と共に他の運航者及び所有者の委任状又は同意書を提出すること。また、所有者又は運航者が新たに追加された場合は、当該新規所有者又は運航者に対して本同意書の内容を説明し、委任状又は同意書を速やかに取得・提出することとし、取得が完了するまでは代表者が責任をもって本同意書の履行を確保するものとする。
- さらに、運航者等は、HIAP が本同意書に従って航行不能航空機を撤去等することによって他の運航者又は所有者に対して何ら責任を負うことのないよう必要な措置(※3)をとること。
11. HIAP 社長等が行う撤去等作業は HIAP 社長があらかじめ作成した別添の撤去作業計画により行う。
12. HIAP 社長が行う撤去等作業によりやむを得ず生じた当該航空機への追加的な損傷や損害について、HIAP 社長及び同作業の委任を受けた者は責任を負わない。
13. 運航者等は保険会社と契約を交わしている場合においては、本同意書の記載事項の履行に支障が生じないよう、あらかじめ契約内容を確認し、必要に応じて保険会社と調整を行うものとする。
14. HIAP 社長は、運航者等による本同意書の履行に疑義が生じた場合には、運航者に対して空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることができるものとする。

※1 撤去した航空機を保管(仮置き)する空港用地や施設の使用料、空港機能に損害が発生した場合の現状復帰に係る費用等を含む。

※2 リース会社等含む

※3 「必要な措置」とは、早期に空港運用を再開できるよう、撤去作業を円滑に進めることを目的として、運航者が次の対応を行うことをいう。

- ・他の運航者又は所有者から異議や不満が出た場合でも、撤去作業に支障が生じないよう、説明、その他の調整を行うこと。
- ・上記により、HIAP が本同意書に基づいて行う撤去作業について、他の運航者又は所有者から責任追及がなされないようにすること。

空港管理者の連絡先

所属・代表者名 広島国際空港株式会社 代表取締役社長
中村 康浩
住所 広島県三原市本郷町善入寺 64 番地 31
電話番号 0848-86-8323
E-mail hiap-unity-common@hiap.co.jp

上記の事項について、全て同意します。

運航者等

所属・代表者名 _____
住所 _____
電話番号 _____
mail _____

____年 ____月 ____日

署名 _____